

鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための基本的な方針(案)について

1 意見・情報の募集の実施状況

実施期間:平成29年4月27日～5月26日(30日間)

提出意見:55件

2 御意見及びそれに対する考え方

	意見	御意見に対する考え方
1	四方を海に囲まれた日本において、科学的根拠に基づいて海洋生物資源を持続的に利用することは必要不可欠である。鯨食文化を持つ日本にとって、早期に商業捕鯨を再開するため、鯨類科学調査を安定的に継続的に実施することが必要となる。よってこの基本方針を早々に制定することを希望する。	・御意見として承りました。 今後の施策の参考とさせていただきます。
2	鯨を食べる文化を持つ日本が、商業捕鯨を早く再開するために科学的な調査を今後も安定的に、継続的に実施できるようにして欲しい。そのために必要な今回の基本方針は、一日も早く制定するべきだと思います。	
3	この法律は、現在実施中の鯨類科学調査に対してこれを安定的に実施することを目的に施行されるものであるので、早期に施行すべきである。	
4	「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律」は、昨年衆議院、参議院の国会議員のほぼ全員の総意により成立施行されたものであり、すでに10 か 月が経過しており、早期に、基本方針の確定と運用を下さるようお願いします。	
5	商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施を国の責務として位置付け、商業捕鯨の早期再開を目指した場合に、調査目的、基本原則はもとより、調査の実施体制も重要となる。調査研究を行う人材もさることながら、船舶の乗組員の確保も調査を実施するうえで必要不可欠であることから、実施体制の整備を明文化している基本的な方針は速やかに制定されるべきである。	
6	意義、目標、実施事項、実施体制、妨害行為対策、科学的知見の国内外への普及および活用等、鯨肉の利用と鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための基本的な方針を告示で公表することは、我が国が商業捕鯨を早期に再開するうえで極めて有意義であるため、賛成である。海洋生物資源の持続的利用と鯨類科学調査に携わる人々への配慮も忘れることはならず、日本国政府として取り組む姿勢を明らかにするためにも制定すべき事項である。	
7	商業捕鯨実施のために必要な方針だと思います。	
8	安全性の確保のもと鯨類科学調査が継続的に実施され、水産資源の適切な管理につながることを期待します。	
9	日本の鯨類科学調査が国際的に認められることを期待します。	

10	科学調査の副産物が、安心安全にいつでも安く我が家の食卓に並ぶことを期待しています。	
11	商業捕鯨の再開により鶏肉や豚肉のように鯨肉を手軽に食べることができることに期待しています。	
12	鯨類が、持続的・安定的に供給できるよう又水産資源として利用できるよう強く望みます。	
13	調査が正しい事であることが海外に理解され、安全に調査捕鯨ができるようになって欲しい。	
14	商業捕鯨の再開を目指し、鯨類の科学データの蓄積を確実に実施していただきたい。 また、持続的な資源利用の観点から反捕鯨諸国民へ科学的データに基づく資源状況のPRを行っていただくようお願いがしたい。	
15	南極海は莫大な生物資源が分布する豊饒の海域であり、今後の世界的な人口増加を考慮すると、近い将来この海域における生物資源の有効利用が重要な課題になると考えられます。生物資源には大きな生物量を有する鯨類も含まれており、鯨類資源を利用するためには、資源状態の科学的情報に加えて、捕鯨技術を継続する必要があります。 現在捕鯨技術を有する日本は、ノルウェーやアイスランド等の捕鯨国と協力して、鯨類資源の有効活用に必要な情報を収集し、将来の捕鯨再開に備える必要があると考えます。 このことから、提示された基本方針に従い、積極的な鯨類科学調査の推進を希望します。	
16	現在、政治的、感情的な理由から、現状すぐに大型鯨の商業捕鯨の再開や沿岸小型捕鯨の拡大は困難な状況にあります。また、鯨類資源は、潜在的な未利用部分が多く含まれており、最も有効利用が期待される水産資源の一つと考えます。しかしながら、持続的な鯨類資源管理のための科学調査には、対象となる鯨類が大きな生物ということもあり、捕獲調査には一定の規模の組織と技術的な伝承も不可欠です。 そこで、このような方針案が提出されたことは、非常に喜ばしいことと感じており、この方針案が実施されることを期待しております。	
17	この基本方針は、不当な干渉によって現在モラトリアムとなっている商業捕鯨の再開に向けて、我が国が厳格なルールの下で科学調査を行うこと、またその成果を反捕鯨国家及び団体に正面から示すために必要かつ正統な権利を行使することが明記されており、全てを肯定出来る内容であると思います。 なお、将来的に商業捕鯨が再開した後も、それに至る過程である調査捕鯨によって確立された海洋生物資源の持続的利用のための科学的調査手法は、他の全ての海洋生物資源の管理と利用に役立つものであると信じられます。今後、クジラ以外にも全ての海洋生物資源は科学的に管理され、有効利用が行われるべきであり、鯨類科学調査はまさにその先駆けとなることを期待出来るものです。	
18	このような方針が制定されることに大いに賛成です。鯨類科学調査のような大きなプロジェクトを安定的かつ継続的に実施するのは、関係行政機関、いくつかの研究機関の協力なしでは難しく、そうした観点から、日本政府からサポートを得られるのは、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施してゆく上で大きな助けになると思いますし、また、それが明文化されたことは関係者の励みになると思います。	

19	商業捕鯨の再開等を目指し安定的かつ継続的に鯨類科学調査を実施するための法律は、非常に有効であると考えております。商業捕鯨の基礎になる科学データの収集のための調査については、是非とも継続していただきたいと思います。調査体制についても、今日科学技術の発達に伴い、解析が高度化、精密化する傾向にあるので調査・研究体制の拡充についても検討をお願いいたします。また、昨年はありませんでしたが、南極海における妨害行動に対する法的な整備もお願いいたします。商業捕鯨再開に向けての具体的な方策についても、国民に向けて示していただけると良いと思います。	
20	基本方針案で妨害行為の防止及び妨害行為への対応に関する基本的事項を定めた点を評価する。我が国の鯨類科学調査は国際法に則り実施してきたにも関わらず、過激な反捕鯨団体は危険な妨害活動を幾度となく繰り返し、調査船乗組員の生命や財産を脅かしてきた。我が国国民とその財産を守るのが国の重要な責務であることを鑑み、本基本方針を原案通りに制定すべきであると考えます。	
21	わが国の鯨類科学調査は国際捕鯨取締条約第8条に則り、海洋生物資源を持続的に利用する原則に漏れず、国際条約および国際法規に基づき、適切な科学的根拠のもとに実施されていることを国内外に広く示すためにも、本基本方針を早急に制定し、商業捕鯨再開を切望している国の姿勢を明らかにするとともに、反対派に対しても、オーソドックスな政府方針を示すことが肝要である。	
22	基本方針案に賛成である。動物愛護や環境保護という観点から捕鯨反対の声は根強く存在しているが、そうした声はイデオロギー性が強く、非科学的な根拠から反対しているものが多数である。我が国は古来からの沿岸捕鯨や近代における母船式捕鯨など様々な方法で鯨類を持続的に利用してきた歴史があり、我が国における守るべき伝統文化の一つと言える。こうした状況の下にあっても外圧に屈することなく我が国の文化を守るため、鯨類の適切な捕獲枠を算出するための鯨類科学調査を継続し、商業捕鯨を早期に再開する必要があるのではないかと考える。	

23	これまで我が国の捕鯨は地域的な捕鯨、調査捕鯨を問わず、環境保護団体から犯罪行為による妨害行為を受けてきた。ここで商業捕鯨再開を断念したり、鯨類科学調査計画を中止したりすることは、犯罪行為に屈したと認めることになり、我が国の文化と食料源の一つが失われることになる。 本方針案は、犯罪行為による妨害活動を否定し、商業捕鯨の早期再開を目指し、捕鯨枠算定のための鯨類科学調査計画を実施することを内外に示すものとして、必ず制定すべきである。	
24	「鯨類科学調査により収集する科学的情報に関する目標」において、「商業捕鯨を実施する際の適切な捕獲枠を含む管理方策等の策定」を明記したことは、将来的に商業捕鯨を再開していくことを内外的に示すものとして評価に値する。また、捕獲枠を決定するには鯨類の科学的データを多数収集しなければならないことから、鯨類科学調査を計画通りに実施していかなければならない。そのため、鯨類科学調査の継続的な実施を支える本基本方針案は、妥当なものであると考える。	
25	我が国にとって鯨類が重要な食料資源であり、伝統的な食文化、食習慣として継承していくことが重要であると記されている。過去の鯨油採取を目的とした乱獲の歴史、鯨類資源に関する科学的知見の不確実性を理由とした商業捕鯨の一時停止、IWC(国際捕鯨委員会)での議論等時系列的に歴史表記がなされているうえで、「商業捕鯨モラトリアムを解除して適切な捕獲頭数を設定するための鯨類科学調査の実施」が明記されている基本的な方針の制定は捕鯨国家日本において必要であることから賛成である。	
26	案について、全面的に賛同します。 我が国は古来より海洋資源を利用して命をつないできました。鯨類もその一つです。その資源を持続的に、かつ有効に利用するためには、早期の商業捕鯨を再開する必要があります。それとともに、適切に商業捕鯨を再開するには、科学的根拠に基づいた調査も不可欠です。日本が誇る南氷洋・北西太平洋・沿岸地域での調査を継続し、安全に実施するため、さらなる工夫をお願いします。これまで蓄積してきた貴重なデータ・調査技術などを将来へ正しく引き継ぐことも重要です。 また、副産物に関しましては、商業捕鯨の一時停止となる以前は、鯨食文化を有する地域以外でも鯨給食がありましたので、これまで以上に他の地域にも配慮が必要だと実感しております。	
27	反捕鯨団体は、非科学的な根拠に基づく主張を展開しつつも巧緻なメディア戦略によって反捕鯨の拡大を図ってきた。一方で、わが国の主張は、科学的根拠に基づきながらもメディア戦略に乏しかったため、反捕鯨派が跳梁跋扈する結果となってしまった。この反省を踏まえて、わが国の鯨類科学調査等で得られた科学的知見等を国内外に発信していくことを明記した基本方針案は、是が非でも制定する必要がある。	

28	我が国の歴史と発展を支えてきた鯨類の利用は、外圧によりこの50年で著しく減少してしまった。流通量の減少により高価になってしまったものの、鯨肉は今でも全国各地のスーパーマーケットや飲食店に並んでいる国民的な食品である。反捕鯨派は日本国内の流通減を理由に商業捕鯨再開を不当なものと認定しているようであるが、商業捕鯨が再開されば、かつてのように一般市民が日常的に食べる食材へ戻ることが予想される。そのため、商業捕鯨を早期に再開することを明記した基本方針案に賛成する。	
29	基本方針(案)について賛成である。わが国は鯨肉を古来より利用してきたにも関わらず、商業捕鯨モラトリアムによって商業捕鯨を一時的に停止させられている。こうした状況において、第一の「鯨類科学調査の意義に関する事項」で「鯨類は重要な食料資源であり、他の海洋生物資源と同様に科学的根拠に基づき持続的に利用すべきものである」と明記したことは、わが国が商業捕鯨を再開するという姿勢を明確に示すものであるため、基本方針(案)を早急に制定すべきである。	
30	海洋生態系の頂点に立つ鯨類の持続的な科学調査の安定的かつ継続的な実施は、ヒトの持続的発展にとって非常に重要と思われる。この度の「鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための基本的な方針」により、鯨類科学調査の意義、目的、実施(体制)、知見の普及のみならず、妨害対応、捕獲個体の利用等の事項が定められることの我が国国民に対する有用性は論を待たない。	
31	私は、生態系を調査しながら、商業捕鯨をする事に賛成します。理由は、2点です。 1.鯨類だけが保護され続け、頭数が増える事で、逆に生態系が崩れていくのではと思います。 また、反捕鯨団体は本当に生態系の事を考え活動をしているのかも疑問です。 2,日本の伝統的な食文化を、他の国が自分の国は食べないからという理由や、ただ可愛そうだからという理由で、否定をするのも違うのではとを感じるからです。	
32	欧米を中心に鯨類への必要以上の保護気運が高まっている今だからこそ、日本が鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施することは人類にとって必要な行為であり、それが将来的には鯨類を含めた地球上の動植物が安定した生態系を維持していくモデルケースとして活用されることは容易に想像できる。つまり、欧米が鯨類科学調査を断念する今だからこそ、日本は同調査を継続する意義がより強くなるともいえる。日本は、諸外国をはじめとする諸反発に屈することなく、継続して鯨類科学調査を継続していくべきである。	
33	「調査捕鯨」の継続、「商業捕鯨」の再開を達成するために、日本国内で捕鯨に賛成、容認する国内世論のアップ、鯨肉の消費量の拡大が必要である。	

34	日本の捕鯨は、欧米からの外圧に耐え、主権を守りながら国際条約の範囲内でバランスをとりつつ、科学的な成果も上げていて、本当に良くやってきていると思う。欧米に対して、ここまで主張できたのは、水産資源の持続的利用という理に沿って対応を進めてきたからだと思う。 しかしながら、外圧への対処(宿題に対応する)ばかりで、毎年「IWC内で正常化を求めたい」や、「遺憾に思う」だけでは、国内関係者が消耗するばかりである。外から見ると、長年のIWCにおける防戦一方のいじめに近い論戦を受け入れてしまってきたので、思考停止に陥っている感がある。捕鯨を一方的に「魔女」と決めつけて公開リンチを行い、見物人はだれもこれを止めない、というIWCの風潮は、きっかけさえあれば、終息に向かっていくと思う。 まずは、国家百年の視点を持って、国内的には、第一の柱として、国内外の誰もが納得する「日本の持続的捕鯨」を自ら開発して実行に移してしてもらいたい。具体的には日本のEEZ内での商業捕鯨を再開する。 また、第二の柱として、日本が主導する公海での持続的捕鯨(南極海、北西太平洋)の利益を、目に見える形で、国際機関(国連大学等)に還元(鯨類調査研究や食料開発等)する仕組みを開発して、実行に移してもらいたい。 この際、既得権を持つ捕鯨関連団体を一新し、新たな実施団体やグループ団体の再編が必要と思う。また、国側も、水産庁だけでなく、環境省や外務省を含めた実施体制が必要と思う。	
35	人間も地球に暮らす生き物の1つと考えるならば、人間も食物連鎖の一部に含まれているはず。たまたま人間の上位種が確定されていないだけで、人間も道具等に頼らなければ、野生の生き物の餌になることは簡単です。このような世界の中で、鯨だけ特別視することはとても違和感があります。ただ、人間はその数の多さと技術の発展により、資源を枯渇させることが出来るようになりました。同時に、資源を枯渇させず管理する方法も開発しています。 80種類以上いるといわれる鯨ですが、食糧と考えた種はきちんと資源量を把握し、枯渇しないよう努力することは当然だと思います。 日本は鯨以外の生き物についても、様々な資源管理を行っていると思いますが、鯨に関しては国として特別に方針まで作成し守らなければならない状況です。この状況は健全ではありませんが、人の生命に関わる妨害が行われたり、鯨食を否定する側が発言力を持っている現状を見る限り、必要なことだと思います。 また、科学調査は商業捕鯨の再開を目的としていますが、商業捕鯨が再開しても、鯨の資源管理は他の生き物の管理と同様、ずっと続けていかなければならない事だと思います。	
36	「副産物はできるかぎり有効利用する」と明記されていることを知る人が国内外問わずあまりにも少ないと思われます。この一文の存在を世に広めるだけでも相当な効果があるのではないのでしょうか。それだけで「疑似商業捕鯨」という批判に対して説明できる場合が少なくないと思われます。 また、「鯨って食べても良いの?」という疑問の声が後を絶ちません。同様に「反捕鯨団体の存在が恐いから扱わない」という業者があることも多く聞かれます。鯨を食べても良いことや、反捕鯨団体に対する対処法、実際に被害を被った業者はほとんどないこと、そして万が一被害が出た場合の処置を説明することで彼らの不安を取り除く必要があるのではないのでしょうか。 「捕鯨は反対」と考える人々を説得していくことも地道に続けていく必要はありますが、それよりも「何となく食べない」、「よくわからないが面倒に巻き込まれたくないから扱わない」という人や業者に対する説明やフォローこそが急務であると考えます。 商業捕鯨再開のための鯨類科学調査であるはずなのに、このままでは上のような「何となく」で食べない、扱わないという人が加速度的に増えていってしまい食文化の継承という側面が危ぶまれる恐れすらあると考えます。 国策で行う事業で得られる副産物であるからこそ安心して食べたり扱ったりできる食材であるべきではないのでしょうか。そのためにも国が後押ししているというイメージを持てるようにテレビなどのメディアを使うことも効果的かと思います。 食文化の継承という意味では「食材として認識する機会」と「食べようという動機」が必要であると考えます。前者は売り場の確保やPRにより気付きを与えることができると思います。後者のひとつには価格という側面もあると思われます。一昔前と比べるとかなり安価になりましたが、まだまだ高級なイメージが付いていることも事実です。食文化の継承というのであれば、庶民の口に入ってこそという考え方もあるのではないのでしょうか。	

37	将来の商業捕鯨再開は我が国の食料安保の観点から極めて重要な案件ですので、この鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施する基本的方針を早期に定められることに期待しています。 基本方針案(3)についてですが、商業捕鯨再開の必要性や食料としての鯨肉利用の必要性をもっと国民にアピールし、理解を深めることが鯨類科学調査を安定的かつ継続的に進める上で重要に思います。 また(5)の基本的事項に書かれている情報の共有と調査実施主体への情報共有だけでは物足りなさを感じます。調査を安定的かつ継続的に進めるには、護衛のための船舶を派遣同行するような具体的措置が必要に思います。	・御意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。 ・第5の4, 5において、具体的な妨害行為への対応についても記載しておりますので御理解いただければと思います。
38	「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律」を通過させて下さいました、国会の議員の方々と、それに基づき、告示を公表される政府の関係官に、深甚の敬意を感謝の意を表しますとともに、その実行を強く期待します。 ・海洋生物資源の一部である、鯨類資源の持続的な利用は、人口増加を続ける人類が将来も生存を維持するためには、許されるべき活動である事を基本理念とする。方針案の基本は、商業捕鯨の復活を明記しているが、これから開始されるであろう捕鯨は、再生産可能な生物資源の持続的な利用であって、かつてのような、大資本漁業会社による、利潤を目的とした大規模な商業捕鯨の復活はあり得ないとする。その意味から、「商業捕鯨の再開」ではなく、「持続捕鯨の創造」へと、捕鯨への発想の転換が図られるべきである。その意味から、商業捕鯨を前提とする、ICRWは時代遅れの国際法であり、これを廃棄して新たな鯨類資源の利用を是とする国による国際法を樹立するべきである。 ・科学調査の継続のみを目指して、捕鯨の再開を謳うだけでは、その実現は期待できない。政府は再開に向けての、明確な工程表を示して欲しい。 ・調査結果に基づく、ICRW付表の見直しも、科学調査の条約への質献の一部であり、今からでも、その検討を始めて欲しい。 ・わが国は率先して、新たな国際捕鯨条約の草案を提示して、国際的理解と賛同を得て、持続捕鯨の実現を達成するべきである。 ・新調査母船の建造は、調査の継続のために必須であると共に、複雑な捕鯨技術を伝承し、わが国の鯨類科学調査と持続捕鯨の創造に対する断固たる決意を国の内外に示す、大きな意義があり、早期の建造を強く希望する。大型のナガスクジラを引き揚げて調査できるような広さの解剖甲板や製油装置を設置する大型の船体にしてほしい。	・御意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。 ・御意見につきましては、本基本方針の内容と方向性は同一のものと理解しましたので、原文のままとさせていただきます。 ・調査母船に関する御提案については、今後の施策の参考とさせていただきます。

39	意義については、先人たちが伝え、改良してきたクジラの利用に関わる技術の伝承もあると思います。日本は食糧の自給率が他国と比べてもかなり低い ため、商業捕鯨がすぐに行われなくても、自前の食料確保につながる捕鯨は、将来にわたり伝えていくべきものです。 妨害ですが、過去にSSなど悪質な妨害が行われてきましたが、関係国は見てみぬふりをしてきました。妨害が現在行われていないのは、アメリカの裁 判の結果と思われます。将来、また悪質な妨害が起こるならば、捕獲調査が国の責務で行われるため、国が原告になって法に訴えるという措置も視野に 入れたほうがいいのではないのでしょうか	・御指摘の技術継承につ いては、本基本方針第一 の「我が国において鯨類に 係る伝統的な食文化その 他の文科及び食習慣を継 承し・・・重要である。」の部 分に包含されていると考え ています。 ・妨害行為の対応につい ては、本基本方針に基づき、 関係省庁が連携して必要 な措置を講じてまいりま す。
40	昨年の国会で「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律」が可決成立したことは、わが国が商業捕鯨を一時停止して以来、鯨類資 源の持続的利用を推進して行く上で極めて画期的な出来事であったと高く評価しております。一方、このたび公表された「鯨類科学調査を安定的かつ継 続的に実施するための基本的な方針」案の第一「鯨類資源学調査の意義に関する事項」では、IWCでは1994年に商業捕鯨のための持続的な捕獲量を 算出する手法(改訂管理方式)に合意したが、IWCにおける政治的な対立が原因で今日まで捕獲頭数を設定することが行われていない状況にあるとして います。鯨類科学調査の目的の第一が、「商業捕鯨を実施する際に適切な捕獲枠を含む管理方策等を策定する・・・」としているものの、現状では今後い かに必要な科学的情報を収集しても、政治的な対立が解決されない限り商業捕鯨の再開は実現不可能のままです。基本方針の第八「その他鯨類科学 調査の安定的かつ継続的な実施に関する重要事項」の二の口で、国内外の理解を深めるための適切な情報発信等として、その対策についてわずかに触 れているものの、本方針案の中には、IWCにおける政治的対立の解決を実現するためのより具体的な方策についても明記していただくことが肝要と考え ます。 また、第七「鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の調査終了後における利用に関する基本的事項」には、商業捕鯨再開後の鯨肉需要を維持するために 必要な措置を追加していただくことが必須だと考えます。商業捕鯨モラトリアムが30年以上も解除されず、その間鯨肉の供給量は低水準のまま、希少で 高価な食品というイメージがすっかり定着し、庶民の食卓から遠い存在となってしまいました。鯨肉はそもそも低価格で栄養価が高い食材として日本人に とって古くから当たり前の食べ物であったし、商業捕鯨再開後もそうあるべきだと考えます。調査副産物としての鯨肉の販売収入を調査経費に充当するこ とも必要ですが、そのために鯨肉価格が庶民感覚を超えたまま需要を喪失してしま っては鯨類科学調査のそもそもの意義が失われかねないと懸念する ものであります。	・御意見として承りました。 今後の施策の参考とさせ ていただきます。 ・鯨類科学調査により得ら れる科学的情報は、政治 的対立を解決する大きな 助けとなるものですが、基 本的に政治的対立はIWC での交渉や外交的努力に より解決されるものである ため、本基本方針には特 段明記しないこととしてお り、原文のままとさせてい ただきます。 ・副産物についての御意見 は、今後、具体的な施策を 実施する上で参考にさせ ていただきます。

41	このような基本方針を定めることにより調査の安定的な実施に大変役立つことと思います。また、本指針の内容は適切であると思います。補足意見を以下に述べます。 1) 1 ページの科学的知見の公開については、調査によって得られたデータそのものも原則として科学者に公開し、利用できることが望ましい。 2) 6 ページの調査の方式や手段についての記述は、科学技術が急速に発達している今、新たな調査手段も積極的に取り入れる旨の記述が望まれます。 3) 7 ページに調査に対する妨害行為に対応する記述は、少し穏やか過ぎる印象を受けました。危険な破壊行為や暴力行為に対しては実力を持って阻止し、排除することも必要かと思います。	・科学的知見や調査の方式については、本基本方針の記述において包含される内容と考えています。 ・妨害行為の対応については、本基本方針に基づき、関係省庁が連携して必要な措置を講じてまいります。
42	基本方針(案)第七条(鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の調査終了後における利用に関する基本的事項)について意見を述べさせていただきます。 調査で捕獲した鯨は、国際捕鯨取締条約第8条2項に則り調査副産物(鯨肉)として合理的に有効利用しているにも関わらず、それに対し反捕鯨団体等が国内外で不買運動・サイバー攻撃等不当な圧力をかけてくる事態となっております。 我が国固有の鯨食文化を継承したいとの思いで取り組んでいる鯨料理専門店や鯨肉販売業者の不安を解消するためにも、調査捕鯨の正当性や鯨類資源の健全性と同様に鯨肉の利用・消費の合法性をこれまで以上に国内外に発信し、違法に行っているという根拠のない誹謗中傷や誤報・虚報を払拭する必要があります。 また、鯨類資源の持続的有効利用および鯨食文化の尊重等に理解を示している国々や人々がたくさんいることも発信していただき、誤った情報に騙されて反捕鯨活動を支援している人々の考えを改めるための活動もおこなっていただきたい。実施主体や業界団体等の発信力にはどうしても限界があります。政府が主体となって取り組んで頂けることを切に願います。 次は現在おこなわれている調査副産物の利用の方法についてです。 鯨類科学調査でおこなっているランダムサンプリング(無作為抽出)では、偏りのない幅広い生物学データ等(主産物)が収集されており、資源量算出に必要なデータとして信憑性はかなり高いと伺っております。 その後生じる調査副産物である鯨肉は、可能な限り母船製造工場内で生産加工し、全国の市場や加工業者等を通じて全国に供給・販売され、その販売取得金が次期調査の費用に充てられております。 ランダムサンプリングである以上、商業捕鯨の場合の対象となり得る成熟した大型固体も、成長を待って見逃すような未成熟の小型固体もいっしょに捕獲します。そして、当然その個体差より、そこから得られる調査副産物の生産量や品質にはバラつきが生じます。 販売取得金の多寡によって調査の質が変動することがないよう調査必要経費に不足が生じた場合は予算等によって補填されるでしょうが、変動する可能性が大きい一緒になった副産物が大部分を占めている以上、今後の鯨類科学調査の安定的継続実施に支障をきたすことにもなりかねません。 また、このようなバラつきの大きい副産物を市場原理・消費動向を加味した商材と同じように市場ベースで販売するのには色々と無理が生じており、商業捕鯨時代から鯨肉を取り扱っている全国の業者等が長きに渡り苦労してきたことも伺っております。 現在おこなわれている鯨類科学調査の安定継続実施のためにも、また今後調査の更なる精緻化、拡大化に対応するためにも、調査にかかる費用と調査副産物の取得金とは明確に分けて考えたほうが良いのではないのでしょうか。 商業的価値のある副産物は今までどおり市場ベースで販売し、満たない副産物は鯨食普及等公益目的で使用する方法もあるかと思います。	・御意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。 ・妨害行為への対応については、本基本方針に基づき、関係省庁が連携して必要な措置を講じてまいります。 ・副産物についての御意見は、今後、具体的な施策を実施する上で参考にさせていただきます。

43	今回の案は捕鯨、すなわち生産視点で見ると、実施体制、操業安全性、財政安定化、科学と公開性など、ICJ 判決を踏まえ、必要事項が具体的に網羅された内容であると感じます。一方、副産物の利用という消費視点で見ると、第七の二に、鯨食を伝統とする地域への供給と学校給食等の公益的利用を挙げているものの、鯨食に明るい未来を描くには、やや寂しい内容のように感じます。 その 1. このままではクジラを食べる人はいなくなる！ ・昔、クジラは安価であったことから、他の食肉の代用として活用された時代がありました。いま、そうした優位性はありません。私たちの料理教室の参加者からも、クジラは「美味しいけど高い」といった声があがっています。 ・イオン、セブン&アイのような大手小売、またマルハニチロ、ニッスイ、極洋のような大手水産商社(元は捕鯨会 社)がクジラを扱わないような状況の中で、クジラはいま、消費者にとって身近な食材ではありません。山手線内に クジラを販売している店は何軒あるでしょうか。前出の参加者からも、クジラを「買いたくても売っていない」といった声があがっています。 ・クジラの消費を支えているのは「昭和の食べ物」を懐かしむ高齢者需要です。若い人たちは食経験がないので、食べたいとも思わないでしょう。昨今の魚離れは深刻ですが、クジラの場合はカド番、崖っぷち、風前の灯火です。 ・これから先、国民がクジラを必要としなくなれば、商業捕鯨の再開を目指す今回の基本方針の大義が消滅するばかりか、調査捕鯨に国費を投入すること自体、国民の理解が得られなくなります(業界内でさえ南鯨無用の声があります)。 その2 国民から支持される捕鯨のために 『消費あつての食料産業！』いうまでもなく、いまは生産すれば売れるという時代ではありません。その受け皿となるマーケットが存在しなければ、苦勞して捕ってきたとしてもソッポを向かれるだけです。「将来の食料難に備えて」などと唱えても、消費が増えることはありません。 『鯨肉をもっと身近に！』クジラに関するイベントはいつも大盛況です。でも、参加者はいつも同じ顔ぶれのようにも感じます。駆けつける関係者の方々には敬服しますが、誰もが気軽に参加でき、「みんなが笑顔になれる」イベントの開催を望みます。 『鯨食伝道師の育成を！』『おさかなマイスター」や「お魚かたりべ」などに倣い、クジラとその文化を熱く語れる人材を育て、「鯨食応援団」をつくりましょう。私たちの料理教室に参加した、鮮魚店で働く青年は「やはり自分たちが食材を知らないと売れて行かない」と感想をもらしていました。 『情報発信拠点を！』国民の多くが「捕鯨は国際法に違反しているのではないかと疑念を抱いています。捕鯨の正当性を訴え、「鯨食は健康的でカッコいい」というイメージを広めるため～アンテナショップのような情報発信の基地がぜひ必要です。 いま需要を喚起する手を打たなければ、クジラは近い将来、「未利用魚」になってしまうかも…。私たちはそんな思いから、魚食普及活動の中にクジラを取り入れました。今回の基本方針が商業捕鯨の再開を意図するのであれば、その消費の復活に向けた相応の施策があつて然るべき、と私たちは思料します。	・頂いた御意見は、今後、具体的な施策を実施する上で参考にさせていただきます。
----	---	---

44	鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するために必要な毎年度の予算の確保をお願い致します。調査副産物の販売について、その収益をもって調査経費を確保するとの考え方では、安定的かつ継続的に実施することは、困難であります。鯨食文化をさらに普及するため、学校給食等の拡大を図るとともに、一般に販売される副産物については、販売価格の高値により消費者離れが生ずることがないよう需要に即した適切な価格が形成されること、また、新製品の開発などにより、新たな需要・市場を開拓することにも必要な措置を講ずることを、お願いいたします。	・御意見として承りました。副産物についての御意見は、今後、具体的な施策を実施する上で参考にさせていただきます。
45	本基本方針(案)は、本法律の趣旨及び内容を十分に踏まえて策定されているものであり、その内容に賛同し、今後、鯨類科学調査が国の責務として安定的かつ継続的に実施されることを期待します。 このため、鯨類科学調査を実施している海域における商業捕鯨を可能な限り早期に実施するとの基本方針の下、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するために必要な毎年度の予算の確保を要請いたします。 調査副産物の販売については、販売収益をもって調査経費を出来得る限り確保するとの考え方ではなく、国民の健康増進にも寄与する鯨食文化をさらに普及することを基本とし、学校給食等の公益枠の拡大を図るとともに、一般販売枠については、販売価格の上昇により消費者離れが生ずることがないよう需要に即した適切な価格を形成すること、また、新製品の開発などにより新たな需要・市場を開拓することをお願いいたします。	

46	小学校の給食で鯨肉の竜田揚げを食べてきた年代の者にとって、最近の一部の海外の人達による捕鯨や鯨肉を食べる事に対しての嫌がらせは、テロとしか言えない様な攻撃をしているので、日本政府として、断固とした対応が必要になってきていると感じます。 英国に長年住んでいた為か、日本の中途半端な対応がかえってなめられる原因となり、更なる嫌がらせ、攻撃を許してしまう結果に なっている様に感じてしまいます。 欧州の空港では機関銃を持って警備している所も少なくなく、危険と感じれば警備員が発砲出来る、攻撃をすれば返り討ちに合う可能性がある文化で過ごしてきた人達にとって、何をやっても命の心配のない警告などは蚊に刺された様なものと感じないと思います。 私が在籍した英国の大学では、如何にクレームをつけ、こちらに有利に事を動かすかの授業があったほどです。 日本の考え方、対応の仕方が、必ずしも有効とは限らないので船を体当たりする様な者達には、テロの対処と同じ対応をしていく必要があると痛切に感じています。 日本政府の調査機関が攻撃されることは、日本が攻撃される事と同じなので攻撃されない様な装備、テロ攻撃を鎮圧できる武力の携帯、装備、自衛艦の同行なども、必要かと思われます。 鯨肉の販売をスーパーでみつけることがきわめて困難になっているので、もっとみじかに購入できるようにならないかと思っています。	・御意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。 ・妨害行為の対応については、本基本方針に基づき、関係省庁が連携して必要な措置を講じてまいります。
47	・農業や漁業共通の、人材確保・人材育成が問題だと思います。捕鯨のことをもっと理解されるように、教科書に項目をいれるとか、大学でも同様にするとか。人材育成は大切だと思います。 鯨の継続的な調査、食流関係の専門家どれほどいるのでしょうか。あとは捕鯨船です。 ・聞くとところ捕鯨母船の日新丸は老化が進んでいて船舶寿命はあと数年しかないそうです。鯨の調査実施体制はこのままで良いのか、コストパフォーマンスの改善もこの方針によって実現できるのであれば、どのような対応法があるのでしょうか。 ・捕獲したくじらの調査後の利用についてですが、国民に特に若い人に鯨離れが起きていると思う。NHK等で鯨料理の頻繁な作り方紹介とかその他料理番組で鯨の食べ方を紹介するなどが消費者の意欲も刺激されるようにしてほしい。	・御意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。なお、捕鯨母船につきましては、平成30年度予算において、我が国として目指すべき商業捕鯨の姿を検討することとしており、その中で、捕鯨母船の今後の取扱いについても検討することとしています。

	第 5 妨害行為の防止及び妨害行為への対応に関する基本方針について 関係行政機関の相互に情報共有、調査実施主体への情報提供、監視船の派遣程度では妨害行為防止への効果は期待 できない。もっと妨害を受ける当事者として積極的行動を伴う防止策の策定が必要である。 巡視船若しくは自衛艦派遣などより実効性の高い方針とすべし。 第 7 鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の調査後における利用に関する基本的事項について 副産物の販売収入を鯨類科学調査のための経費に充当する仕組みでは従来と方式と何ら変わらず、副産物の販売に 頼る仕組みでは鯨類科学調査の 48 安定的且つ継続的に実施することなどできはしない。 国の責務として実施する鯨類科学調査の予算はそれ自体で独立させ、副産物収入は調査とは切り離す必要がある。副産物の所有権を国に帰属させ、政府米の販売と同様なシステムにより国庫収入とする。 またその一部は全国の学校給食用として無償配賦し、第1 1鯨類科学調査の意義に関する事項で述べられている食文化及び食習慣の継承のためにも一部地域に偏ること無く全国の学校を対象として実施するべきである。 何れにしても調査実施主体と副産物販売主が同一では要らぬ誤解を生じさせ、海外からの批判に結びつきやすいため早急に改善すべし。	・妨害行為の対応については、本基本方針に基づき、関係省庁が連携して必要な措置を講じてまいります。 ・副産物についての御意見は、今後の具体的な施策の実施する上で参考にさせていただきます。
49	今回の方針の目的として、「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査」とある中で、調査を「安定的かつ継続的に実施」とするという部分に若干の違和感をもちました。実際に商業捕鯨を再開する見込みがないのか、もしくは再開した場合にはこの法律はどのように扱われることになるのでしょうか。過去の商業捕鯨による乱獲という事実を鑑みれば、資源状態を維持しながらの捕鯨が求められると思いますが、商業捕鯨が再開された暁には、同法律をもって、現状把握のための科学的調査等が継続されるのでしょうか。もしくは、同法律は廃止となるのでしょうか。商業捕鯨の実施という目的が達成されたときのことにも少し言及されてもいいのではないかと思います。	・商業捕鯨の再開を目指し、必要な科学的情報を得るための鯨類科学調査を行っているところで、再開後については、今後の参考とさせていただきます。

50	調査といっても実際には商業捕鯨と変わりなく、クジラ肉も余っているし、その冷凍保存にも多額な税金を投入しての無駄遣いでしかないので、やめてほしいです。	捕鯨政策全般への御意見として承ります。鯨類科学調査は、商業捕鯨の再開に必要な科学的情報を得るために実施しておりますので、御理解をお願いいたします。
51	事実と反したり、重大な誤解を招く記述が多数含まれており、また、国民の多様な意見が反映されていないため、当該方針の発表は見送るべきである。 ※理由については、別紙参照	・御意見として承りました。我が国としては、鯨類について他の水産資源と同様に、科学的根拠に基づき持続的な形で利用すべきと考えています。また、鯨類の利用は、我が国の文化に根ざすものであり、文化の多様性の観点から、尊重されるべきであると考えています。 ・また本基本方針は、平成29年6月23日に成立した「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律」に基づき定められるものです。

52	<意見1> 1 制定の背景 これまでの経緯から、かつて共同捕鯨を構成してきた大手水産会社3社が、採算の合わない公海における捕鯨への今後の参入を否定しており、政府補助金なしには不可能な事業になっている。クジラは日本も加盟している国連海洋法条約の前文にあるように「人類共有財産」であり、利用したいのであれば国際的な合意が必要である。可能性があるのは小型沿岸捕鯨だが、これまで、再開するために調査捕鯨の実施が役立ったという事実はない(むしろ邪魔をしてきた)。商業捕鯨の実施と調査捕鯨は相反するもので、法律そのものが矛盾を抱えている。‘鯨類調査’と名打つなら、非致命的調査の実施と成果を、国際的な合意形成に生かすべき。 <意見2> 昨年成立した法の矛盾に加え、今回の方針は、国の方針というよりも、全体的に捕鯨推進のプロパガンダ。将来に禍根を残さないためにも、異なる意見や、国際的な動向を示しつつ客観性を心がけ、市民が間違った解釈をするのを避けるべき。政府が継続を支援し、経費を負担するのであれば、捕獲しなくても調査が可能。捕獲を前提とするのは一部利害関係者の利益授与。国の方針として国際的な基準に従い、非致命的調査を行い、国際的な信頼を回復することこそ将来展望につながる。 以下意見： 第一 意義に関する事項 6行目「科学的根拠に基づき捕獲枠が管理されてきた」を →クジラを大きい順に取り尽くす結果となり、捕鯨の管理に失敗したのが事実。資源管理の不十分さによる鯨類の個体数の減少を根拠として 規制が行われたことを明記すべき。 <意見3> 3p5行目「鯨種や系群による…一律に商業捕鯨を全面的に認めない」という文言は、文中の「不確実性による大型捕鯨類の商業捕鯨が一時的に停止」という文言に矛盾する。不必要な記述なので削除。 <意見4> 3p最後から3行目「その一方で…遅くとも1990年までに」→日本が捕獲しようとしているミンククジラの推定個体数はその時点では不明。実際に合意されたのは2012年で、日本の調査捕鯨(JARPA)の結果からは増えているか、減っているかわからないか確かではないという2006年の評価会議の結果が出ている。 <意見5> 4p2行目「しかし、その後現在に至るまで、IWCにおける政治的対立が原因で」→改定管理方式のもとでの管理制度に関する合意が得られないことが原因 (捕獲枠に関しては、日本はこれまで南極で2千頭の捕獲枠があると主張してきた。また、2012年には、小型沿岸枠としてミンククジラ17頭を要求。枠の設定を前提で主張しているので「捕獲枠がない」という記述と矛盾。) <意見6> 第二「一 鯨類の個体数、系群構造、年齢組成、性成熟情報その他」 これらは非致命的調査で可能。これまで、IWC科学委員会、評価会議などで致命的調査の必然性が証明されていない。鯨類調査の内容を検討し直すべき。	・本基本方針は平成29年6月23日に成立した「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律」に基づき定められるものです。 ・鯨類科学調査は、商業捕鯨再開に必要な科学的情報を得るために実施しています。 ・我が国が実施してきた調査により、いくつかの鯨種や系群では、持続的な商業捕鯨が可能な資源状況にあることが分かっています。 ・遅くとも1990年までに見直されることとなっていたモトリアムは、南極海のミンククジラ等の個体数についてIWC科学会で合意された後も、依然として見直されていません。 ・IWCが資源管理機関として機能していないのは、捕鯨を巡る持続的利用支持国と反捕鯨国の根本的な対立に起因していると考えられています。
----	---	--

52	(前ページからの続き) <意見7> 「商業捕鯨を実施する際に適切な捕獲枠を含む管理方式を策定するため必要」→より多くの捕獲数を得るための調査は、現在は不必要。 「二 鯨類の食性・・」「三」 非致死的方法がすでに利用されており、それらの科学情報を得るためにクジラを殺す必要はない <意見8> 第三 三「科学的な合理性に照らして・・捕獲を伴う調査と非致死的手法による調査とを」 「非致死の調査を前提とし、国際合意のもとで必要最小限の捕獲が可能であれば実施する」に変更 <意見9> 第五 妨害行為については、南極で致死の調査を行うことが「違法操業」と考えられていることを考慮し、合意形成に努めることで乗組員や抗議者の被る可能性のある危険性とかかる経費を回避できる。IWCで決議されたサンクチュアリにおける致死の調査の再考、ICJ判決、科学委員会の評価会議の勧告などをきちんと表記し、致死の調査を実施しないことがまず必要。 <意見10> 第七「調査終了後における利用」について、 二、三「鯨類にかかる伝統的な食文化」は、調査捕鯨を実施が必須条件ではない。むしろ、「食べるために調査の名を借りている」という指摘を強めるので削除すべき。科学調査の正当性を訴えるなら、食文化の部分を分け、どうしても必要と思っている人たちへの配慮のためにも混同させないことが重要。	
----	---	--

53	基本としては、捕鯨以外の形で調査を行うべきであると考えるのであるが、どうであろうか。 調査を行うために対象を殺さなければならない、というのは、どうも理性的に考えて解しかねる。 であるので、調査捕鯨にはあまり賛成の立場を取れない。 日本政府(の一部)は、エゴを抑え、基本としては専ら対象を殺さなくても行えるような調査を行っていく事とし、非理性的・残虐等の非難を行われまいようにしていただきたいと考える。 確かに鯨等は大型哺乳類であり知能も高いのである。またシロナガスクジラ・ナガスクジラ(まだナガスクジラを獲っている事には国民として眩暈がしそうである。)などは希少であり獲るべきではないのである。であるので、方針として、捕鯨を行わないようにしていただきたい。(数が多いミンククジラについては例外扱いしても良いが、IUCN Red ListでLC (Least Concern) 以外となっているものは獲らないのが適切であるはずである。(上記ナガスクジラのように日本はLC 以外も獲っているのであるが...。)) 意見は以上であるが、捕鯨に関して言うと、非理性的な部分を故意に持とうとしないようにしていただきたいと考える。 IUCN Red ListでのLC 以外のものは保護を行うべきであるので、殺さない形での調査のみを行うようにしていただきたい。 要約すると、IUCN Red ListでLC となっているものについては可と考えるが、それ以外は調査捕鯨を停止されたい。	・我が国としては、鯨類について他の水産資源と同様に、科学的根拠に基づき持続的な形・伝統的な食文化を含む鯨類に係る文化等の多様性は尊重されるべきものであり、そのために必要な商業捕鯨の再開を目指し、鯨類科学調査を実施いたします。また、鯨類の利用は、我が国の文化に根ざすものであり、文化の多様性の観点から、尊重されるべきであると考えています。 ・我が国は、現在ナガスクジラは捕獲しておりませんが、科学的根拠に基づき、資源が健全な鯨種・系群については、持続的に利用していくべきと考えております。
----	--	---

54	・本基本方針の背景から、本基本的な方針案(6)(7)につき、以下のようなことを抱合していると考えますが、差し支えないないでしょうか。 ・商業捕鯨再開・鯨類科学調査において、関係当事者の自助努力は当然として、「世論の支持」がなければ、安定的かつ継続的に実施することは困難であります。 ・その為には、「日本で流通している鯨は、合法的で、食べていいものであること。」「鯨類科学調査から科学的に持続的に利用可能な水産資源であること。」を、国内外、特に国民(消費者)に広くして認知していただくことから始まると考えます。それと同時に、時代の食料事情・嗜好の変化に対応した安全安心な美味しい鯨を提供することが肝要であります。	・御照会のとおりと考えます。
55	鯨類はじめ魚介類など水産資源の持続的利用は、我が国の将来の食糧事情を考えると最も重要な事項である。このため科学的根拠を以って資源量や適正捕獲数の算出することは不可欠である。 我が国は科学的根拠に基づく調査捕鯨により鯨類の資源量の確定や適正捕獲数を算出し、商業捕鯨の再開をIWCに求めているにもかかわらず、いまだに賛意を得ていない。しかしこの先IWC参加国の理解を得、商業捕鯨を再開するためには、どこからも異議を唱えられない科学的根拠に基づいて議論していかななくてはならない。。 IWCのような組織で商業捕鯨の再開が認められたなら、それはひとえに我が国の科学的調査手法が世界に認められたことに他ならない。したがって科学的根拠に基づく調査捕鯨は人材的にも設備的にもしっかりした支援体制が必要である。 現在の調査捕鯨は捕獲鯨類の肉を売却して資金を得ているが、このような不安定で脆弱な形ではなく、国として調査の質を高め、継続させていくためにも強力なバックアップ体制を取る必要がある。 そのためこの基本法が制定されることを希望する。	・基本方針に対する御意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。

※同時期に実施しました「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律施行規案」に対するパブリックコメントにおいて本基本方針案に対する御意見がありましたので併せて公表いたします。		
	「鯨類科学調査により収集する科学的情報に関する目標」において、「商業捕鯨を実施する際の適切な捕獲枠を含む管理方策等の策定」を明記したことは、将来的に商業捕鯨を再開していくことを内外的に示すものとして評価に値する。また、捕獲枠を決定するには鯨類の科学的データを多数収集しなければならないことから、鯨類科学調査を計画通りに実施していかなければならない。そのため、鯨類科学調査の継続的な実施を支える本基本方針案は、妥当なものであると考える。	・御意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
	現在、政治的、感情的な理由から、現状すぐに大型鯨の商業捕鯨の再開や沿岸小型捕鯨の拡大は困難な状況にあります。また、鯨類資源は、潜在的な未利用部分が多く含まれており、最も有効利用が期待される水産資源の一つと考えます。 しかしながら、持続的な鯨類資源管理のための科学調査には、対象となる鯨類が大きな生物ということもあり、捕獲調査には一定の規模の組織と技術的な伝承も不可欠です。そこで、このような方針案が提出されたことは、非常に喜ばしいことと感じており、この方針案が実施されることを期待しております。	
	(7)鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の調査終了後における利用に関する基本的事項につきコメントです。商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査において、現在行われている国費によって捕獲された鯨肉の販売について下記の問題があると考えます。鯨類捕獲調査の本質的問題は今後訪れるであろう世界規模でのタンパク質確保の問題等に捕鯨の有効性について説得力のある説明結果を出せていないことではないか？ 今後は資源保護のための捕鯨に舵を切り替えるべきである。食物連鎖を含めた海洋水産資源の持続的なバランスをとりながら、つまり鯨を間引きしながら、その他の資源量を増やしていき人類がそれを利用して行く海洋資源管理システムの構築を多くの水産関係者と共に構築すべきと考えます。そのうえで間引いた鯨の有効活用として、鯨食および鯨商品の消費拡大が前提とあると考えるが、消費拡大に寄与しない下記問題としてあげた副産物利用が現在進められていると考える。問題1：調査副産物鯨肉の安値販売による民業圧迫国民の税金と法整備により、潰れない会社である調査主体の一つである共同船舶の子会社である共同販売が、その特殊な地位を利用して、過度な安値販売を特定の業者に行っていると顧客から聞いている。購買力のある特定の業者に基準なく安価に販売し、その他零細鯨加工会社の経営を圧迫することは、調査副産物の性質上許されるのか。外国において商業捕鯨を行い、その鯨肉を輸入販売する業者からしてみれば、民間であれば成り立たないような価格で販売されては、公正な競争ができない。将来の商業捕鯨再開を目途につけるのであれば、捕鯨にともなうコストに基づいた商業的に成り立つ価格で販売すべきではないか。無軌道に価格を下げるのであれば、むしろ給食などの公益用に国産品は振り向けるべきだ。問題2：製品販売による民業圧迫 公金で営まれている会社が、ここ数年において原料の公正なる販売をしないばかりか商品開発を行い製品販売を積極化しているのは問題である。マーケットにない新規商品であればまだしも、民間各社が製造販売する同じ商品を圧倒的に有利な立場(政府をバックとした信用)と価格で販売することは、マーケット拡大に全く寄与しない対応であり明らか民業を圧迫している。問題3：調査副産物販売方法における透明性の欠如 現状の一社独占による販売方法は公共事業の入れなどと異なり、全く透明性がないように思われる。副産物販売が一社独占である上に、実際の販売価格が不明瞭なために、新規に参入することができない。顧客ごとに実際の販売価格が異なっているのだろうが、その基準が不明瞭なため、副産物の販売会社に過度な権限が集中している。販社に嫌われた業者は冷や飯を食わされているのが現状とみている。	・御意見として承りました。副産物についての御意見は、今後、具体的な施策を実施する上で参考とさせていただきます。